

タイトル	新しい「公共」の「新しさ」について
著者	小坂, 直人
引用	季刊北海学園大学経済論集, 58(4): 31-52
発行日	2011-03-31

《論説》

新しい「公共」の「新しさ」について

小 坂 直 人

目 次

はじめに

I 「日本経済新聞」経済教室の論調に寄せて

II 間宮陽介氏の「公共性」論

III アダム・スミスと公共性——久道義明氏の議論に寄せて

むすびにかえて——新しい「公共」のゆくえ

はじめに

ここ数年、恐らくは2000年代に入ってから徐々に広がっていたと思われるが、アカデミックな文献に限らず、一般の新聞や雑誌などでも「公共」ないし「公共性」という言葉が頻繁に現れている。今日、なぜ「公共性」が流行とも言える言辞となって社会的、文化的な検討対象として立ち現れているのであろうか。この言辞自体の曖昧性と普遍性故に、その原因なり背景を特定することは容易ではない¹⁾。確かに、社会科学や人文科学分野に関して言えば、ユルゲン・ハーバーマスの著書『公共性の構造転換』が1990年に新版として出版されたことに端を発しているように思われるが、言辞の広がりかたから考えると、さらに深い原因を探る必要に迫られることになるかもしれない。この点は、さしあたりおくとして、同著は、わが国でも直ちに翻訳出版され(1994年)、アカデミックの世界を中心に広く読まれるようになっていた。同著の初版は1961年であり、この間の30年の社会

変化を前提にして読み解く必要があるが、新版が日の目を見るきっかけとなったのが、いわゆる「東欧革命」であり、そこに新しい市民によるアソシエーションの可能性を発見したことにあることがハーバーマス自身によって語られている²⁾。「公共性」問題を概念の発生史にまでさかのぼって議論するためには、ギリシア・ローマ時代をも視野に入れる必要があるという考え方もあり、実際、これまでの研究の中には、その検討を行っているものもある³⁾。そこまで進めないまでも、少なくとも、今日の「公共性」問題の直接的契機となっていると考えられるハーバーマスの主張する「公共性」あるいは「公共圏」という概念自体を検討する作業が、まずは必要であろう。しかしながら、本稿ではこれを直接の課題とはしない。本稿では、わが国において、ここ10年ほどの間に広がってきている「公共性」議論の特徴とその背景について考察し、若干の試論的見解をまとめることを課題としたい。とりわけ、経済分野ないし経済学において「公共性」がどのように考えられているかという点に焦点を当てて考えてみたい⁴⁾。

もちろん、この課題は、将来「公共性」を本格的に議論する際の準備という意味あいがあるが、筆者としては、視角こそ異なっているが、これまでもいくつかの論考において、こうした準備的考察を行ってきた⁵⁾。

また、事柄の性格上、「公共性」は、従来政府または自治体等の、いわゆる「公共団

体」の問題として語られることが一般的であった。たとえば、NPM (New Public Management), PPP (Public Private Partnership), PFI (Private Finance Initiative) 等がわが国の自治体で本格的な検討が開始されて既に久しい。行政運営のあり方や手法として民間経営をモデルにした手法を取り入れることが1980年代以降、わが国では当然のこととして徐々に浸透しつつあったが、小泉内閣の下で推進された構造改革はこうした行政の民営化路線の集大成とも言える包括性とラジカル性を有したものであった。構造改革で設定されている、こうした民営化政策との関連で言えば、本稿の課題は、そもそも、こうした民営化手法を取り入れる際に念頭に置かれている行政あるいは公共団体がいかなる存在として認識されているのか、さらには民営化を推進する思想の背後にある民と公共の関係性把握がどのようなものであるかについて考察することにつながっている。上述の、NPMとは「新しい公共マネジメント」という意味であるが、その際、Public「公共」という表現によって示されているのは国家または地方自治体といった行政が中心であり、その行政に民間企業的な管理経営手法を導入するという点にNPMの最大の特徴を見ることができ。そこでは、既存の行政が、行政=公という関係の下に位置づけられているのが一般的である。したがって、公または「公共」の意味合い自体を検討するという問題意識は基本的には存在しない。仮に問題にするにしても、行政に民間手法が取り入れられることによって惹起される行政の変質、これが、即ち「新しい行政(公共)」であるという脈絡においてである⁶⁾。

本稿は、以上述べた点を念頭に置きながら、行政=公というとらえ方、あるいはそこで提起されている「公共概念」とはいかなる内容を持つか、したがって、「NP (New Public=新しい公共)」は、なぜ、「新しい」と

されるのか、その際の「公共」は何を指すかという問題関心から検討することとする。その際、留意すべきこととして次のことは確認しておかなければならないであろう。構造改革路線の最終局面とも言える21世紀に入り、上述の「新しい公共」という主張がとみに目立ってきたのは偶然ではなく、そこに一定の必然性を見てもおかなければならないという点である。少なくとも、なぜ「新しい」公共が強調されるのか、そこに現出する新しい「公共」は旧い「公共」とどのように違うのか、正確に理解しておく必要があるということである。あえて、「経済分野」「経済学」の側面から「公共」を考察するという本稿の視角設定の意味も、政治や行政の分野では、ある意味議論の余地のないような、その道では、いわば「当たり前」のことを今一度立ち止まって考えるということでもある。とは言え、政治・行政分野においても、「公」や「公共」についての再検討が行われている。それどころか、この分野における「公共性」見直し議論が他の分野に波及したというのが実際のところであろう。それでも、行政や政府、あるいは「国家」が「公」「公共」を体現しているという考え方は抜きがたいものがあり、とりわけ法律・政治分野にあっては、これを基軸に議論が組み立てられているのが一般的である。だからこそ、この分野から「公」「公共」に対して問題提起がなされることの意味が大きいのである。樋口陽一氏が、公法学会でなぜ「公共」が議論されてこなかったのか、それ自体が大きな論点であると指摘しているのは、その象徴的な現れである⁷⁾。

まず、「日本経済新聞」(2005年5月10日から5月13日までの「経済教室——公共性を問う」および「経済教室——会社とは何か」2005年8月30日)に現れた「公共性」論の中身を吟味してみよう⁸⁾。

I 「日本経済新聞」経済教室の論調に寄せて

1 田中直毅氏の公共性

田中の言う「公共性」は極めて限定的であり、あくまでも株主にとっての「公共性」である。したがって企業価値を増殖するという役回りを株主に対してどれだけ有効に示しうるか否かが「公共性」の程度を決める尺度となる。この点を、田中は「新しい公共性の芽ばえ」として議論を始める。そして、従来、政府との関係によって規定されてきた「公共性」ではなく、むしろ「公共性の政府からの解放」という観点が重要であると指摘する。公共と公益とは私生活と私益の対岸にあると見なされてきたのが戦後の民主主義の内実であり、公共と公益が私企業と私益の領域である市場経済を代替する分だけ、公平と安定が担保されると安心してきたのではないかと、そして、自由、公平、安定という三つの社会目標が設定され、これが公共と公益に関する概念に裏打ちされてきたと言うのである。

しかし、1985年プラザ合意以降の円高は、この三目標のうちの公平と安定を痛撃し、その後の日本経済の低迷へとつながっていく。田中は、ここで日本経済が問われているのは「世界最高水準の平均賃金」を日本企業が支払い続けられるか、という問題であり、不確かな明日への挑戦を通じてしか、高い賃金は払い続けられないという点を一人一人の国民が次第に理解し始めた、と指摘する。賃金低下と積み立てた年金基金の収益率悪化が企業価値の増殖と経済社会の安定が重なることを明らかにし、結局は、不確実性への挑戦によってのみ利潤の確保が可能であることが確認されるに至ったという。

ここから、田中は「上場企業の公共性」を go public (株式公開)、そして「市場のルール」の問題として説明する。とりわけ、企業価値、すなわち投資家にとっての収益の増殖

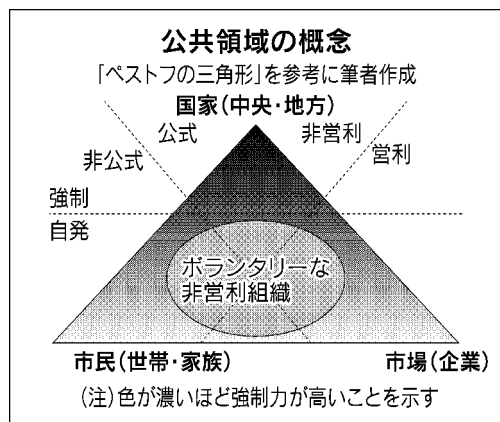
こそが経済社会の安定の維持に不可欠であり、買収の実践例が積み重なるなかで、新たな「公共空間(企業価値増殖の場)」が整備されようとしていると言う。

最後に、田中は企業価値をめぐる挑戦の過程においては、結果的に所得格差が生じるが、それは、社会の安定が企業価値の増殖によらざるを得ない以上避けられず、したがって、こうした格差を認めた上で安全網の整備が必要であるとする。しかし、それでも安全網整備の行政頼みは脱すべきであり、公共性に関する脱政府化の流れは確実であると結論する。

2 林 敏彦氏の公共性

公共性の概念の本質を問い直す動きが今日本で盛んである。その柱は、これまで国家あるいは官が独占してきた「公共性」の民間開放とも言うべき問題意識であると、林は言う。まず、公共性が求められる活動領域を公共領域と呼んだ上で、国家の原理、市民の原理、市場の原理を表す三角図を示す。

この中で、公共の原理を最も強く体现したのが国家である。国家は法治主義に基づく公式の存在で、非営利に運営され、徴税権や警察権など強制力をもつ。私人や私企業も社会の構成員なので市民や企業市民という公共領



域に存在している。NPO, NGO, 地方自治への住民参加, 裁判員制度等は中間領域の拡大あるいは公共性の民間への開放と言える。

このような整理を踏まえ、林は情報関連分野の公共性を論じる。

まず、放送の公共性は「公共の電波（周波数帯域）」を利用するために発生すると考えられる。携帯電話で電波を利用してもコンテンツ（情報の内容）規制が存在しないのは、公共性の源泉が「公衆への送信」にある、と考えられているからである。大規模テレビ局でさえ年間3億円という低額の電波利用料は、この意味での公共性を担っているとされるからである。この点について、林は、放送産業の利益率の高さに貢献してきたと批判的である。今日提起されている、通信と放送の融合においても、公共性の根拠は不特定多数の受信者に対する社会的影響力にこそ求められるべきであると、林は述べる。

次に、インターネット社会についてである。

国内的対応としては、個人情報保護法、著作権など、インターネット空間に対する国家レベルの働きかけはある程度整備が進んでいる。しかし、林は、インターネット空間は国家主権の枠組みを超えた、強制力の及ばない空間であり、そこで「公共性」を確保するには新しい仕組みが必要であると言う。

たとえば、ドメイン名管理を行う ICANN（アイキャン）という組織は、民間非営利団体であるが、ドメイン名などの混乱、通信障害の防止といった大きな公益の故に、あらゆる国の組織や個人がアイキャンのルールに自発的に従っている。そして、同組織に手数料を払っているものであり、これは見方によれば、事実上国境を超えた徴税権と言えなくもない。今ひとつの例が、ネットの技術標準を定めている IETF（インターネット技術タスクフォース）である。この組織も、世界中からのボランティアの集まりである。

国連の下部組織である ITU（国際電気通

信連合）がデジタルデバйд解消のための連帯基金を創出しようとしたが、先進国の反対で頓挫し、結果的には自治体を参加単位とする自発的な基金が発足したに止まった。しかし、林はこの組織の可能性に注目している。林によれば、ユビキタス社会の公共性は、国家原理に基づく国内法や国際条約だけでなく、市民原理に基づくネット倫理、市場原理に基づくセキュリティなどの多様な対応によってのみ担保される、と言うのである。

3 翁 百合氏の公共性

翁は、市場経済社会では、金融を含めて公共性の高い事業でも民間が担うのが基本であり、政府の介入は、民間にはリスクが高すぎるといった「市場の失敗」がある場合などに限られるという、いわば、オーソドックスな経済学を前提に公共性を論じている。

民間企業、特に株式会社、病院や学校など公共性のある事業を担わせることを危惧する議論がしばしば見られるが、しかし、公共性は事業の目的ではなく性質に関わる概念である。株式会社による営利性の追求は、公共性の高い財・サービスをより顧客満足度の高い形で提供する方向に作用したり、経営者に対して必要な経営の規律付けを与える利点も存在する。現実にも、民間企業の提供するサービスには公共性があることが多い。電力、ガスなどの公益事業はもとより、地方のスーパーやバス会社も地域住民に不可欠の商品やサービスを提供しているという点で高い公共性をもつ、と述べる。しかし、ある財・サービスが「公共性」をもつことが直ちに政府による提供の妥当性につがるわけではなく、そのケースは「市場の失敗」がある場合などに限定されるとして、「行政改革委員会・官民活動分担小委員会」の報告書（1996年）の基準が紹介される。

こうした議論を前提に、翁は金融業の問題を論じる。金融機関は、預金、貸し付け、決

済などの業務を行っているが、こうしたサービスは、経済活動の根幹をなし、高い公共性を持ち、各国で大きな金融危機に際して銀行に公的資金がしばしば投入されるのは、それ故のことである。また、政府は、規制や監督という形で関与し、この高い公共性のあるサービスの円滑な供給を支援している。こうしたなかで、政府（公的金融機関）の活動を考えるならば、民間ではどうしてもうまく機能しない条件がある（例えばリスク評価が極めて困難で不確実性が伴うなどの）場合にとどめるべきだ、と言う。したがって、今後の金融分野の公的関与のあり方としては、投融資という形態よりも、民間でとりきれないリスク（たとえば地震）に対する再保険や、部分保証といった信用補完の手法の方が市場をゆがめず民間に対して補完的な役割を担える点が望ましい、と結論している。

4 八田達夫氏の公共性

少子高齢化時代に社会保障を維持するには、出生率や女性の就業率の向上など働き手の確保が重要となり、その面での市場の失敗を補う公共政策は大切だが、制度の歪みも多い。この分野も含め、公共性の観点から政府の市場介入が正当化できるのは、所得再分配の必要性、市場の失敗などが存在する場合に限られる、という前提で議論を始める。

終身年金は、長生きしすぎるという経済的リスクに対してかける保険である。このような年金を市場に任せておくと、長命を予測する人の多くは加入するが、短命を予想する人の多くは加入しなくなり、最終的には、通常 of 予想寿命の人が利用できる保険料の年金が市場から消えてしまう。「逆選択」（リスクの高い人ほど残る）現象である。年金市場（加入者の状況を保険会社は知ることがない）に存在する情報の非対称性が公共性の観点から公的年金を正当化する。

厚生年金財政の赤字の原因は、積み立て方

式で実施すべきだったのに賦課方式を採用したこと、配偶者控除など女性の実質賃金体系を歪めている制度が納税者数を過小化したこと、女性の労働市場における市場の失敗を補う政府の対策不足によって、やはり納税者数を過小化したこと、に求められる。企業が採用等に当たって女性差別するのは、辞める時期や意志をあらかじめ知ることができないという点に原因があり、逆に働き続ける意志のある女性だと知っていれば、企業もそれ相応の賃金で雇うはずである。情報の非対称性のため、企業は、女性一般を差別し、正当な賃金ならば、ずっと働き続けてくれる女性まで労働市場から追い出すという無駄を発生させている、と指摘する。

以上のことから、女性が仕事を辞める大きな原因が子育てにあることを考えると、この無駄をなくす有効な対策は、働く女性にとって重要な保育所の拡充、低コスト化への支援を公的に行うことである。たとえば、株式会社の保育所事業への参入を促し、民間保育所への補助を拡充し、保育所を最も必要としている大都市へ十分な予算配分をすることなどがある。しかし、育児手当の拡充、出産一時金などは対象を働く女性に限定していないので、公共政策基準を満たしていない、と指摘している。

5 小林陽太郎氏の公共性

小林陽太郎氏（富士ゼロックス会長、元経済同友会代表幹事）は、企業の社会的責任（CSR）との関連で「企業は新たな『公共』の一翼担え」と説いている。小林によると、企業は社会の一員として、社会から預かったお金、人、土地（場）などさまざまな資産を活用して新たな価値を創造し、広く社会に役立っている。CSRはそうした企業と社会の関係をベースに、経営を広い視野で見ようという考え方だという。したがって、企業の目的は利潤追求だという考え方があるが、それ

が唯一の目的とは言えないのではないか。あるいは最終目的ではない。CSRに立脚すれば、企業の目的は社会に役に立つことである。だが、個々の企業による社会への役立ち方は、それぞれ異なる。企業は組織力を利用して効率的、効果的な価値創造を行うことにより、理念に掲げた目的達成を目指すわけだが、企業が創造する価値は、経済的価値、社会的価値、人間的価値など多様である。誤解してならないのは、CSRの神髄は、あくまでもこれらの多様な価値、あるいは利害関係者のニーズへのバランスのとれた対応であって、そのためには、経済的価値は不可欠であって、ましてや経済性より社会性を重視するという点ではないという点である。また、コーポレートガバナンスも、CSRが持続的に保たれることを担保する仕組みである。CSRは「社会的」「責任」という語感から、本業の利益や自由度を圧迫する義務的、受動的な縛りとして誤解されやすい。しかし、その本質は、むしろ、社会の公器としての「企業のあり方」を問う考え方としてとらえるべきである。老舗の家訓などにあるような日本の商売道は、CSRの考え方と同一である。戦後の日本企業は、本来行政が提供すべき福祉のかなりの部分を肩代わりしてきた。しかし現在、「小さな政府」に向かう行政と「選択と集中」を志向する企業のはざまに、公共サービスの空洞化が進んでいる。今後必要とされる「公共」とは何か、それを誰がどうやって担っていくか、従来とは違った新たな「公共」を打ち立てることが我々の課題となっている。そのなかで、企業が社会に対して何ができるかを考えることは、企業の存在意義を改めて見直す重要な一歩となろう。

6 若干の問題提起

以上、「日本経済新聞」のシリーズ「経済教室——公共性を問う」に登場した4氏と小林陽太郎氏の「公共性」論を簡単に見てきた。

小林氏はともかく、4氏は現行体制のメイン・ストリームを行く論者であり、ジャーナリズムにしばしば登場することによって、大きな影響を与えていることは間違いないであろう。そのうち、林は公益事業たる電気通信事業分野の研究者でもあり、公益なり公共について最もアプローチしやすい位置にいる。また、八田も、公共経済学が専門だから、その名が示すとおり、公共を議論することを得意とする。ただし、それは租税や財政をベースとした政府の経済活動に理論的根拠を与えることを目的としたものである。田中は政府の各種審議会にしばしば登場する有名人だが、このシリーズでは、株式資本主義の真髄（投資家にとっての収益の増殖）を「公共性」でくくるという議論を展開しており、国家政府から解放された「公共性」が株式資本にとっての「公共性」まで「進化」することを示したという意味で注目に値する。翁は金融論が専門であり、金融機関の役割という観点から公共性を論じている。

一般的に、主流とされる経済学は私的領域あるいは市場原理が貫徹する領域についての学と理解されている。したがって、国家政府はこの私的領域に対して外部から干渉するという形でしか関連付けられていない。現実の国家が市場や私的領域に内部化されている場合は、市場への擬制的な1参加者として加わると理解されている。いずれにしても、主流といえる経済学においては、国家は市場の部外者であるか、あるいは例外的な参加者にすぎない。少なくとも、市場とは対立する「招かれざる客」的存在であり、「最後の客」であると考えられている。徹頭徹尾国家を排除しようとする傾向から、これを「市場原理主義」と呼ぶゆえんである。これに対して、経済学の中で国家を重要な要素として理論的に体系化しようとしたのはマルクスである。ケインズは有効需要創出という政策理論から国家の役割の重要性を唱えたことになる。前者

の国家論は、いわゆる「後半体系」論として長い間議論されてきたものであり、近年では、資本主義のグローバリゼーションとの関連でこの問題を論じている村岡俊三氏の著作が注目される⁹⁾。後者については、言うまでもなく「福祉国家論」の基礎を与えた理論として第2次大戦後、西側世界の経済政策をリードしてきたものである。主流の経済学は、この両者の、いわば「対抗軸」として形成発展してきたものである。ここでは、これ以上深い入りしないことにする¹⁰⁾。

経済学（以後、特に断らない限り、新古典派の流れをくむ主流派をさす）の中で、国家または公共が扱われるのは価値財（市場に任せては社会的に好ましくない結果をもたらす財、たとえば教育、医療、麻薬、血液などである）と公共財である。特に、公共財は名前からして「公共」がついているので、当然問題とされるべき財である。ただ、この経済学でいうところの「公共財」は公共性が高い財という意味ではなく、その財のもつ性質が次の二つあるものという意味である。すなわち、

1) 消費の共同性

街路、放送のように、消費者はすべて同一のサービスを楽しんでおり、消費における排他性が働かないもの。

2) 非排除性

お金を払わない人を排除できないという性質¹¹⁾。

したがって、こうしたサービスが必要である限りは誰かが供給しなければならないから、必然的に政府が税金によってこれらサービスを供給することになる。市場原理では供給が著しく困難な財・サービスであるがゆえに国家政府が登場せざるを得ないという論理であり、この論理で説明可能とされる代表的な公共財は消防、警察、一般行政、外交、国防、そして社会資本¹²⁾である。

先の4人の論者のうち、翁、八田は、こうした公共経済学の理論、とりわけ市場の失敗

から国家政府の役割を持ち出すオーソドックスな理論に基づいて「公共」を論じている。中でも、翁は市場原理主義的主張を徹頭徹尾貫いている。金融分野に政府が関わるのは、まずは規制や監督という形であり、金融サービスが円滑に供給されるよう支援することである。公的金融機関の活動は、民間ではその活動が不可能な場合、典型的には民間ではリスクがとれないようなケースに限定されること、さらに、関与のあり方としては投融资よりも、再保険や部分保証という形態が望ましいと主張する。つまり、政府は、金融機関の活動がうまくいくように条件を整え、民間がやれない高リスク事業だけをやるか、万が一の時だけ救済的に登場することが期待されているに過ぎないことになる。そして、この救済が正当性をもつのは、金融サービスが「公共性」の高いサービスだからであり、その点は、電気・ガス等の公益事業、バス事業、そしてスーパーも同じであると言うのである。

地域住民にとって、日々の買い物先としての小売店やスーパーが欠かせないのは当然であり、その役割の重要性は否定しないが、これらも含めて、民間企業の生産供給活動が電気・ガス、路線バス、あるいは金融機関の活動と並んで「公共性」ある財・サービス供給活動であると理解するのは、いささか拡散しすぎであろう。そこには、公益事業がなぜ「公益」という看板を掲げているかという問題関心はもちろん無い。麻薬など社会悪につながる経済活動を別とすれば、人々の経済活動はすべからく必要不可欠であり大事なのであるが、だからといって「公共性」ある活動とは言わないのである。翁が、民間企業の活動も「公共性」ある活動だと言うのは、実は、「公共性」の無い経済活動は存在しないと言うのと同じである。あるのは、せいぜい「公共性」の度合いであり、金融機関はこのほか「公共性」度合いの高い分野と言うことになる。

八田の議論の特徴は年金制度と育児制度の分野で明瞭に見られる。年金についての八田の問題意識は、「火災保険などと同様に、民間が市場を通じて販売できるはずの保険をなぜ社会保障の一つとして政府がやらなければならないのだろうか」という点にある。八田の議論はこの答えを導くためのものである。まず、終身年金は長生きしすぎるというリスクに対してかける保険であると言う。その年金を市場に任せておくと、長命を予想する人の多くは加入するが、短命を予測する多くの人は加入しなくなる。すると、平均的な給付がかさむようになるから、年金会社は保険料を引き上げる。その結果、通常の寿命が予想される人にとっても割が合わなくなり、加入しない人がますます増える。最終的には、通常の予想寿命の人が利用できる保険料の年金が市場から消えるという現象（逆選択＝リスクの高い人ほど残る）が起こる。この背後には、加入者の状況を保険会社が知らないという情報の非対称性の存在があり、これは市場の失敗である。公的年金制度はこの失敗故に正当化されるのである。

八田の次の議論は、こうして登場した公的年金の財政問題を解決する方策へと進む。一つは賦課方式から積み立て方式に転換することであり、今ひとつは女性労働の職場への誘導とそのための施策である。後者は女性を納税者として確保するためである。この施策として、八田は株式会社の保育事業参入促進、民間保育所への補助拡充と並んで大都市への保育所予算の拡充などに言及している。また、育児手当や出産一時金制度は対象を働く女性に限定していないので、公共政策的には正しくないと主張している。結局、八田は、本来年金も市場で供給可能なサービスであるにもかかわらず、市場の失敗のため、公的年金となり、加えて賦課方式を採用したことが今日の年金財政問題の原因となったのだから、これを積み立て方式に変えれば問題は解決する

という筋書きを書き、他方で納税者数を増やすために女性労働を職場に呼び込むことの必要性を訴え、そのための育児条件整備を公共政策として並べたのである。先に見た、株式会社の保育事業参加や民間保育所への補助金拡充と大都市への保育所予算の拡充は力点の置き方によっては保育環境の拡充につながる可能性はある。しかし、保育の民営化や会社参入が元々保育制度を充実させるという発想からではなく、自治体が、自らの財政難を理由として保育事業から撤退し、その間隙を埋めるという発想から生まれてきたことを考えると、この可能性は小さいし、期待は出来ない。してみると、八田は、「市場の失敗」による政府等の「公共性」を論じながら、実際は、「政府の失敗」による「公共性」の限界を論じているとも言える。

林は、従来「公共」を担ってきた国家・政府から民間へ公共財的サービスの供給主体を移行させる筋道について ICANN などを例にしながら極めて具体的に論じている。とりわけ、インターネットの発展に伴って生まれてきた自主的な民間団体による規制ルールの意味について議論している点が興味深い。

国内的対応としては、個人情報保護法、著作権など、インターネット空間に対する国家レベルの働きかけはある程度法整備が進んではいる。しかし、林は、インターネット空間は国家主権の枠組みを超えた、強制力の及ばない空間であり、そこで「公共性」を確保するには新しい仕組みが必要であると言う。

たとえば、ドメイン名管理を行う ICANN (アイキャン) という組織は、民間非営利団体であるが、ドメイン名などの混乱、通信障害の防止といった大きな公益の故に、あらゆる国の組織や個人がアイキャンのルールに自発的に従っている。そして、同組織に手数料を払っているのであり、これは見方によれば、事実上国境を超えた徴税権と言えなくもない。今ひとつの例が、ネットの技術標準を定めて

いるIETF（インターネット技術タスクフォース）である。この組織も、世界中からのボランティアの集まりである

林によれば、こうした事態がインターネットの世界で徐々に進行しており、ネット社会の公共性の特徴となっていると言うのである。ここから垣間見えるのは、従来の国家・行政＝公・公共という図式を離れて、国家と市場・市民の間に中間領域を設け、そこでの新しい主体ともいべき担い手を構築しようとする林の意図である。林は、これをボランティアな非営利組織として図示しているのだが、一つの国民国家内の非営利組織とアイキャンのような国境を越えたところに存在する非営利組織との関連をどう見るか、まだまだ議論のつきない問題提起であると思われる。さらに注目したい。

田中の言う、新たな「公共空間（企業価値増殖の場）」は「公共財としての企業」の別称ということになる。林が企業・市場を営利組織の極に位置づけ、中間領域と距離を置いて考えているのとは異なり、企業自体が市場経済社会の中で広がりをもって存在していることを田中は主張していることになる。従来の企業は経済主体として外部からは一つの点として見られていたが、今や企業はその外壁が取り払われ、あたかも出入り自由な広場（それこそ公共空間）になったかのようである。もっとも、田中の言う「公共空間」がgo publicとの関連で、株式市場を指しているとすれば、企業は依然として点のままとも言える。その場合は、市場経済ないしは証券市場それ自体が「公共空間」ということになる。しかしながら、田中の言葉とは裏腹に、企業の外壁が低くなったり、透明性が高まったりしたという例を聞くことはあるが、外壁そのものが取り払われた例を筆者は知らない。田中の言う「公共空間」は国家から解放されたと言うよりは、ある意味、国家をも取り込んだ「市場空間」と言うべきであって、国

家・市民・市場（企業）から距離を置いた「中間領域」などという生やさしい存在ではなく、むしろ、国家・市民・市場（企業）を含む全空間、すなわち、林の示した三角形すべてを「企業価値」が一元的に支配するモノトナスな世界の出現と考えるべきかも知れない。

小林は企業経営者でありながら、この田中とは異なり、企業の営利活動を、むしろ相対化した形で企業全体の社会的役割の中に位置づけている。小林の企業観は、「企業は社会の一員として、社会から預かったお金、人、土地（場）などさまざまな資産を活用して新たな価値を創造し、広く社会に役立っている」という主張、すなわち「企業は社会の公器である」という考え方に現れている。それ故、企業の目的は利潤追求だという考え方に對し、少なくとも、それは唯一の目的ではないと主張するのである。しかし、同時に、企業の社会的責任CSRについて言えば、「CSRの神髄は、あくまでもこれらの多様な価値、あるいは利害関係者のニーズへのバランスのとれた対応であって、そのためには、経済的価値は不可欠であって、ましてや経済性より社会性を重視するというではない」と、釘を刺すことも忘れていない。また、一方で、戦後の日本企業が、本来行政が提供すべき福祉のかなりの部分を肩代わりしてきた仕組みが、リストラクチャリングの圧力にさらされ、変貌（解体）を余儀なくされているという条件の下、また、他方では、小さな政府が標榜されるなかで、従来の行政による公共サービスが次々と縮小されるという条件の下で、これからの企業が担いうる「公共」とは何かが問われていると指摘している。小林は、この新しい「公共」の担い手が誰であるかを明示的に示してはいないが、行政でないことだけは確かである。企業はその一翼を担うとしていることから考えて、NPOなど中間領域の組織と並んで企業を位置づける

か、あるいはそれを援助するものとして企業を措定していると考えるのが妥当のようである。

企業が市民社会の一員であるという理解は、小林に限らず、かなり一般的なものになっていると思われる。しかしながら、企業は市民と同等な資格で市民社会のメンバーとなることはできない。理由の第1は、言うまでもなく、企業は自然人ではないことである。したがって、人格がなく、自ら意志決定する能力を持たない。制度としての法人格が与えられることによって、擬制的に自然人のように振る舞う形式を整えることはあり得るが、あくまでも、法形式の問題であって自然人と対等の存在になったわけではない。企業を市民社会の一員とする考えは、それ自身意志を持たない人間の創造物に権利や責任を与えることになるが、意志を持たないものが権利を行使し、責任を果たすことは出来ないから、しかるべき人間が代行せざるを得ないことになる。これが代表権の意味である。そのような企業が市民と並んで権利行使の主体となることは一つの虚構である。第2に、にもかかわらず、企業は市民と同等どころか、その上に君臨し、市民を支配する一個の権力として振る舞っているという現実が存在することである。人間が自らの創造物によって支配されるという現象は、物神崇拜に他ならない。貨幣物神、資本物神の企業版というところであろうか。市民社会の熟度が低いとされるわが国にあっては、ことのほかこの企業権力が強力であり、市民社会より企業社会が優勢とさえ言えるのである。このような現実を等閑視したまま、市民と企業を市民社会の対等なパートナーであると一面的に叙述することは、間違いであり、結果としての対応も方向違いになる可能性が大である¹³⁾。

II 間宮陽介氏の「公共性」論

この間に出版された包括的な「公共性」研究に佐々木毅・金泰昌編による「公共哲学」シリーズ¹⁴⁾がある。このシリーズへの参加者はかなりの数に上るし、公表されている成果も膨大である。したがって、現段階でその全貌を紹介することは筆者の手に余る作業となる。ここでは、さしあたって間宮陽介氏の議論¹⁵⁾を紹介しつつ、経済学と経済にかかわる「公共性」論点を中心に取り上げるにとどめたい。それでも、議論は錯綜し、かつ奥行きが深く、あくまでも、現時点での筆者の議論展開上必須と考えられる論点に限定されざるを得ないことをあらかじめお断りしておきたい。

間宮は上述のシリーズの中で、次のように述べている。

経済学は私的領域の学として発展し、公共性についてはほとんど論じてこなかった。ただし、市場の内部と外部の関係、特に国家、政府が市場に対して持つ関係についてはアダム・スミス以来論じられてきた。ただ、市場内部のある意味での公共性は、いわゆる公共財の問題として論じられてきた。

間宮は、最初にアダム・スミスを取り上げるが、その主旨は、新自由主義者が自説の正当性をアダム・スミスに求めていることの一面性を指摘することにある。まず、スミスの主張は重商主義的富（金銀）の批判であり、富は労働によって生産されるものであって、しかも、人々がそれを消費しなければ意味がない、と考えていたことが紹介される。スミスは、確かに「セルフ・インタレスト」と言ったが、それは自己の中で完結するものではなく、むしろ外側の世界と自分をつなぐ情動、感覚であるという。

『国富論』の最後のほうで、スミスは国家・政府の役割について触れており、国家をかなり限定的に考えていることから、これが、

いわゆる「小さな政府」論へとつながったと見ている。ただ、その場合でも『国富論』が書かれた、18世紀という時期、したがって、階級的な対立がまだそれほど激しくない時期の著作であるということは見ておく必要がある。その後、リカードを経て、19世紀後半には新古典派へとつながっていく。いずれにしても、スミスの経済学を学ぶ場合、スミスが対峙していた時代がどのような時代であったか、その点の理解抜きに「都合の良い」言辞だけを恣意的に用いることの危険性を間宮は戒めていると言える。

ここで、間宮は、経済学で言うとメイン・ストリームからははずれる、ドイツの歴史学派について触れる。フリードリヒ・リストを先駆者とするこの学派は、社会、とりわけ経済の発展段階に即して経済政策を打ち出すべきであり、ドイツのような後進国にとっては保護主義が必要であるという主張になる。こうした考え方は、社会をすべて市場に委ねるのではなく、それがもたらす弊害については国家が上から社会政策として救済するという考え方につながっていく。これが、基本的には現代まで続いており、ドイツが市場経済に対して楽観一辺倒ではない理由になっているかもしれない、と言う。

だが、経済学の主流はやはり新古典派であり、ワルラス、ジェヴォンズ、メンガーがその代表である。ただ、間宮によると、彼らは純粋理論に凝り固まっていたのではなく、実践的素養も備えていたことが指摘される。たとえば、ワルラスの土地国有化論、ジェヴォンズの石炭問題などの主張にも注目する。その意味では、その後の、とりわけ第2次大戦後の新古典派は新自由主義としていっそう「純化」される。その最たるものが「合理的期待形成」学派の出現である。この学派自体は現実離れした理論ということで、今は見向きもされなくなった、と間宮は言う。まとめると、経済学は私的領域を中心に考える学問

であり、私的領域の一つとしての「市場社会」を政府、国家という外部の領域と対立させ、この外部たる政府、国家が市場領域に介入してくることを避けよう、それは好ましくないと主張する。この背景には、市場は資源配分のうえで効率的であるという考え方がある。

この考え方をよしとする人は、「市場のことは市場に聞け」「株式市場のことは市場に聞け」と言う。要するに、市場に任せろということだが、そのような人も、株価が大きく落ち込むと、PKO（株価維持のために公的資金で買い支えをする）を実施せよと言ったりする。いかにも、ご都合主義な主張であると、間宮は批判する。

ここで、間宮は「公共財」に話題を移す。

市場社会の財というのは私的な財である。人間は合理的であるから、生産者であれば利益が一番大きくなるように、消費者であればユーティリティが一番大きくなるようにそれを処分し、結果として非常に望ましい状態をもたらすはずだという考え方に立っている。しかしながら、すべての財・サービスをこのやり方で供給できるかと言うと、そうではない。教育、医療などは市場に任せるのは好ましくない財（価値財）と考えられ。これらは政府や自治体が供給するようになった。これと類似の財が「公共財」である。

公共財（パブリック・グッツ）は社会的に非常に公共性が高い財という意味ではない。公共財は、1）非競合性、2）非排除性という性質をもった財である。

市場社会というものはパブリック・セクターを組み込まなければ成り立たないという考え方もある。ケインズがそうだ。市場社会というのは放っておけば資源の配分とか労働者の完全雇用を達成できるかと言うと、そうではない。市場が予定調和的な結果、とりわけ完全雇用を満たさないとすれば、政府が何らかの形で経済政策を行わなければならない。

すると、パブリック・セクターはプライベート・セクターと一対になって、市場社会を作っていく。つまり、パブリック・セクターは市場経済の外部ではなくて、むしろ内部である、とケインズは考えた、と間宮は言う。

最後に、間宮はコモンズ、「資源の共同利用地」について説明する。間宮自身は、入会地や漁場と同じような意味でコモンズを考えており、したがって、市場経済とは異なる原理による人間の社会的関係としてこれを位置づけようとしているのだが、元々の「コモンズの悲劇」の主張者であるガレット・ハーディンにそってコモンズを説明しているために、かえって問題をややこしくしている面はあるが、市場経済一辺倒の経済学のあり方に警鐘を鳴らす意図は伝わってくる。

III アダム・スミスと公共性——久道義明氏の議論に寄せて

経済学における「公共性」問題を論じる際、スミスの『国富論』や『道徳感情論』にまでさかのぼって検討することがしばしば行われる。既に紹介した文献においてもスミスを検討した論考が多数存在する¹⁶⁾。以下では、久道義明によるスミス理解を紹介し、問題の基本点を押さえることとしたい¹⁷⁾。

現在の国際関係にあっては、グローバル化の進展とともにいっそうの協調行動が必要とされるにもかかわらず、逆に自国本意のミーイズムの傾向が支配的であり、各国間の紛争の多くもそこに起因しているように思われる。ひるがえって国内の状況を見ても、自分本位の行動に走ることで社会的に好ましくない影響を与える個人主義的傾向が強まっているのではないかと久道は見ている。とりわけ、経済分野にあっては、市場の調整機能に全幅の信頼を置き、できるだけ自由な競争によって自己利益の拡大に資することができる市場を中心とした社会的仕組みが最善であるとい

う思想が前世紀末から主流となり、経済と経済学の領域を支配してきた。その際、スミスの「自由競争」が常に思想的根拠とされてきた経緯があったが、スミスの利己心と新自由主義者が言う利己心は、同じものと言えるのか、この点が久道の公共思想研究にきっかけを与えている。そして、スミスの言う利己心は、他者との関係を断ち切ったところに成立するものではなく、むしろ、フェア・プレイを前提とした互恵的な交換の場としての市場を支える協力的な社会、すなわち公共的な社会の構成要素としてこそ規定されるべきではないか、と問うのである。この問いに答えるべく、久道はスミスに当たることになる。

スミス研究に具体的に着手する前に、久道はハーバーマスやアレントを参照しながら公共性が歴史的にどのような概念として扱われてきたかを確認し、「個人が他者と関わりを持つ中で、何らかの動機や方法で相互に協力することで生じる一般的利益」を公共性の集約的表現として採用する。このような「一般的利益」に到達するために、人々は自己の利益を放棄すべきなのだろうか、その場合、自己利益と一般的利益は二律背反的に捉えられていることになるが、スミスもそのように考えていたのだろうか、久道は問うのである。久道は、これに対して、個人の自己利益に従った利己的な行動が、一見すると公共性に対立するように見えるものの、自己利益を長期的な視点から理性的に追求するならば、短期的な利益を得ようとする強欲な行動ではなく、むしろ他者との互恵的な関係を築き、協力することを選ぶようになる。自己の利益を大きくしようとする理性的な利己心は、無分別にすべてのものを手に入れようとする強欲さとは異なるのであると考え、この主張こそがスミスの主張なのではないかという。

しかし、現実の人々の行動はスミスの利己心による理性的な行動としては現れていない。その原因はどこにあるか、久道は、行動

経済学あるいはゲームの理論による公共性研究によってこの課題を果たそうとする。久道は、最初に人間の本质が利己的であることを、生物学や動物行動学など社会科学以外の研究にも触れながら解明していく。そして、利己心と対立すると考えられている利他的行動も、結局は自己の利益につながるからこそ採用される行動であると考えるのが合理的であるという。それでは、なぜ人間は長期的な利害ではなく短期的な、それ故目先の利害にとらわれやすいのか。そこには、理性的な人間ではなく感情的な基準で行動選択しがちな人間の存在があるというのである。

このような人間行動を端的に表現しているのが「囚人のジレンマ」モデルであり、ここでは、お互いに協力することができれば最大の利益が得られるにもかかわらず、相互に背信することによって、双方がこの利益から乖離した点で均衡する結果を招くことになる。こうした結果を避ける道は、基本的にゲーム参加者が繰り返し遭遇する機会を作ることで、将来を重視せざるを得ない行動を引き出すことであり、その結果として協調行動が可能となる、と久道は指摘している。そして、このような協調行動を導き得る人間は、自分の行為の将来的帰結と得失を的確に予想できる優れた理性と理解力、そして将来のより大きな快樂のために現在の快樂を放棄し、苦痛を堪え忍ぶことのできる自己規制の能力という二つの資質、すなわち、スミスの「慎慮の徳」を備えていると考えられる、と結論している。久道は、協力より背信が優位な社会においても、相互に協力し合える個体が十分な頻度で出会えるコミュニティが形成できれば、協力的な社会構築は可能である、としている。

最後に、久道は、これまで見てきた「協力的な社会」、すなわち久道が規定する「公共的な社会」につながるケースとして、パットナムのソーシャル・キャピタル論を紹介し、協力的な社会は福祉や教育など生活面におい

ても、また雇用や経済面においても良好なパフォーマンスを実現しているという、パットナムの議論を支持する。そして、こうした結果を導く基本的背景に、当該社会の構成メンバーたる市民が十分な「公共性」を備えているという条件があると指摘しており、逆に、この条件が欠けるが故にフリーライダーなどの背信行為が生まれる、という。新自由主義的な政策が短期的な利益を求める強欲を前提としている限り協力的な社会へとつながることはない。スミスが主張していたのは、市場経済の前提として他者への共感をもとにした胸中の公正な観察者の是認、すなわち公共性が必要であるということである、と久道は結論する。

ここから、久道は、従来の公共経済学が財の性質上市場では最適な形で供給できない財を公共財とし、これを国家公共によって供給するという論理を導き出したのに対し、市場それ自体が公共性を備えた市民による協力の場となることによって、協力的な「公共的社会」が実現されるという、国家を前提としない公共的な市場経済を導く論理、すなわち「新たな公共経済学」を提起するに至る。

以上、久道の「公共性」理解をその論旨に沿って要約紹介した。もちろん、要約に当たっては、筆者の誤解や無理解からくるバイアスがかかっていることはあり得るが、若い研究者が、積極的に「公共性」問題に取り組み、アダム・スミスを含む古典にも目を向けながら新しい視点を見出そうとする、その研究成果に学び、今後の研究に示唆を得るべく紹介したものである。

経済学分野においては、「公共経済学」における「公共財」理論を別とすると、「公共」あるいは「公共性」に関わる叙述が体系的に展開されることは従来ほとんどなかったと言って良い。既に見たように、「公共財」理論においても、市場においては最適分配がなされないため、国家政府がその分配主体とな

ることを要請されるという文脈の中で「公共財」が登場すると考えられており、いわば、「市場財」との対比の中で設定される形となっている。したがって、国家政府が民間とは異なる「公共性」を備えていることについては暗黙の合意があり、国家の公共性とは何かを追求する内在的動機は存在していない。

しかし、近年、経済学においても公共性を取り扱う文献が多く見られるようになってきた。その取り上げ方は必ずしも統一的なものではないが、経済学における公共性を問題とせざるを得ない背景について探求する意味は大きい。久道の論考も出発点はそこにある。そもそも、なぜ、経済学において「公共性」が考察される機会が少なかったのか、という問題からして一つの考察対象であるが、それには恐らく次の点が大きく関わっているように思われる。社会科学一般において、市場(民間経済)と国家政府あるいは市民社会と国家政府という2項対立的図式が根強く存在し、「公共」は国家政府の側に引きつけられて理解されることが多かったという事情である。上述の公共財理論も、市場からはじき出される、特殊な財としての公共財が国家政府によって引き受けられるという構図からなっており、国家と市場という2項対立を前提とした議論であることは明瞭である。

久道の主張は、このように従来の経済学において国家政府の側に引きつけられる形で理解される「公共」を市場の側に取り込む試みであり、きわめて斬新な発想に基づいている。市場は、「公共性」を備えた構成員によってこそ最もよくその機能を発揮し得るものであり、しかも、その結果として社会的生産性も最大限増大し得ると考えるのである。

久道は、経済学の歴史を顧みることによって、経済における「公共性」という思想が、スミス以来の経済学が本来具備していたものであった点についても言及している。その意味では、経済学説的にも「公共性」が大きな

テーマとなり得ることを示唆している。新自由主義的な経済学における経済主体は、自らの欲求に忠実で、その利己心を徹底して体現する存在であり、それ故、新自由主義全盛期においてはスミスの自由主義市場が理想としてもはやされてきた観があった。しかし、久道によれば、その理解は一面的に過ぎるし、多くの誤解を含んでいるという。スミスの考える利己心は、単なる強欲とは異なり、フェア・プレイのルールを心得た、すなわち「慎慮の徳」を備えたものであり、むしろ強欲を否定したところに成立するとされる。したがって、目先の利益にとらわれることなく、長期的な将来利益を見通すことのできる「慎慮の徳」が利己心の背骨たる位置にある、と久道は言う。この久道の議論は、近年強まっている自由主義的経済学批判の論調に照らすとき、大いに説得的である。

久道の議論は、ここから国家による公的規制やNPOなど中間組織による、いわゆる新しい「公共」による社会規制に向かわない点にも特徴がある。すなわち、強欲による市場の攪乱を防ぐためには、結局、国家または政府による規制を再度要求することになるか、あるいは、国家的公共をよしとしない風潮のなかでは、国家と市場、あるいは政府と民間経済の間に中間的な「公共空間」を設定して、そこに「公共機能」を委ねるとする、いわゆる「新しい公共」理論を打ち出すことが一般的となっている。しかし、久道はこの「新しい公共」理論に対して、現在までのところ必ずしも積極的に言及していない。そうではなく、社会と市場の構成メンバーたる個人のもつ資質、すなわち「慎慮の徳」を兼ね備えた個人の出現こそが公共性ある社会の実現にとって不可欠な条件であると主張するのである。都留重人は「市場には心がない」と新自由主義を批判した¹⁸⁾。久道は「慎慮の徳」ある個人が「心ある人間」となることによって「市場に心がある」状態を実現できると主張

するのである。そして、経済学は、このような意味の「心ある個人」が主体となる世界として描かれる必要があり、それこそが新しい「公共経済学」であると結論している。

既に見てきたように、従来の「公共経済学」は市場の失敗からその論理を出発させるものである。したがって、市場の失敗が存在しなければ「公共経済学」も不用となるたぐいのものである。しかし、現実的には市場の失敗が常に存在しているので、「公共経済学」が必要とされるのであるが、市場経済が基本的には有効であるという建て前が優先されるので、「公共経済学」はいつでも二義的に、いわば「裏番組」としてしか位置づけられてこなかったと言える。国家の経済活動と経済政策がことのほか大きな役割を果たしていた時代、ケインズ経済学が主流であった時代においてさえも、国家の経済活動は必要悪的存在であったのかもしれない。その意味では、経済学にとって、市場がどこまでもフレキシブルな機構であり、その柔軟度が維持されている限りは、他からの干渉を一切排除しようとする傾向を持ち続けるのである。久道の議論は、こうした市場の柔軟度が最終的には市場の構成メンバーたる個人の資質、すなわち、「慎慮の徳」によって保証されることを主張したことになる。しかし、その場合でも、経済学的に国家をいかなる存在として位置づけるのかという問題は依然として残っていると言わなければならない。市場に心を取り戻し、市場自体が「公共性」を持ち得たとしても、国家・公共の存在までを否定したのではないし、国家・公共と市場の関連如何という問題は依然として残っているからである。

むすびにかえて

— 新しい「公共」のゆくえ —

民主党鳩山内閣の時代、新しい「公共」は政府の一つのスローガンの位置を占めた。確

かに、定着したとは評価できそうもないが、ともかくも、時の政府が「公共」を前面に掲げたという事実は注目に値する。そこで言われている新しい「公共」は、鳩山首相の所信表明によれば、「人と人が支え合い、役に立ち合う」こと、「これまで国や自治体が提供してきた教育や防犯、福祉などの公共サービスを、市民一人ひとりが力を出し合ってやりましょう」という考え方だと、説明されている。早い話が「お役所任せをやめましょう」ということであるが、これを、「新しい」公共と呼んで施策を具体化すべく、有識者による「円卓会議」なるものを招集し議論することであった。この新しい「公共」の主体あるいは「受け皿」として期待されているのが、市民が社会貢献活動をするために組織する NPO 法人である¹⁹⁾。

鳩山首相の提起する新しい「公共」が、自治体など行政がこれまで進めてきた外部委託や民間委託の延長で理解される限りは、これを、ことさら「新しい」公共と呼ぶ理由は見あたらない。とりわけ、いわゆる「公益法人」として行政の別動部隊のごとく立ち回ってきた団体に従来の公共的業務を外部委託するというだけでは新しい「公共」にはつながりにくい。しばしば、指摘されるように、主要な外部委託先が行政の外郭団体であり、これがまた官僚の天下り先となって行政不透明化の温床となってきたからである。それ故、現在進められている外部委託が「新しい」公共とされる所以は、外部委託される機関・組織がこうした団体ではなく、市民による NPO だからである。してみると、NPO 法人制度の整備と「新しい」公共に基づく政策作りは表裏一体のものであるということになる²⁰⁾。

以上の指摘からも明らかのように、従来、行政によってもっぱら行われてきた「公共サービス」の提供が、次第に行政以外の組織や団体によって提供される事態が現実に進ん

できている。そして、こうした変化を指して、「新しい」公共と呼ぶことが増えている。しかも、政権党たる民主党に止まらず、野党勢力の側からも「新しい」公共が積極的に提起される現実があり、さながら「新しい」公共の大合唱とも言える状況が作り出されているのである。もちろん、主張者それぞれの強調点やニュアンスは微妙に異なっており、一律に論じることは出来ないかもしれない。ただ、少なくとも次の点は共通の認識となりつつあるように思われる。

第1に、従来、公共の担い手は政府・自治体など、いわゆる「公共団体」であるとされていたものが、「公共団体」以外の、たとえば、NPOなどの組織や団体も「公共」の担い手と考えられるようになったことである。これを国家・政府からの公共の「解放」と言うか、あるいは、国家・政府が「公共」を市民に「開放」と言うかはともかくとして、国家・政府＝公共の担い手という一面的な図式は崩れつつある。かつて、筆者が「上の公共性」と呼んだものの解体過程が進んでいると考えられる²¹⁾。

第2に、したがって、国家・政府が担ってきた「公共責務」を次に誰が担うのか、という新しい担い手探しが始まることになる。その際、ひたすら「公共責務」から逃れようとする国家・政府に代わって「公共責務」を引き受けてくれる受け皿が上述のNPOであると、陰に陽に強い期待がかけられることになる。「財政難」をかかえる国家・政府からすれば、NPOはきわめて都合の良い組織である。他方、この「公共責務」を自ら引き受けようとするNPOやその他の団体、とりわけその構成メンバーは、国家・政府が「公共責務」から撤退することによって生じる空隙を、何とか埋めようと必死なのである²²⁾。「行政の民間化」政策や「医療・福祉の営利化」政策の展開に呼応する形で、従来は原則として禁止されてきた営利法人が医療・福祉サービ

スの分野に積極的に参入してきた。介護保険制度の導入とともに、この分野に参入し、短期間の内に業績拡大を遂げたコムスンがその最たる例である。しかしながら、コムスンのように営利的動機を基礎とするものであれ、NPOであれ、福祉法人であれ、求められるサービスを現場で供給する上で、その使命感と必死さにおいて区別があるわけではない²³⁾。ただ、NPOが現場に最も近い存在であり、それ故、サービス供給主体としてふさわしいと考えられる限り、国家・政府、そして市民もNPOを新しい「公共」サービスの担い手として位置づけようとするのである。

第3に、結局、眼前で起きていることは、「公共責務」を国家・政府は手放そうということであり、NPOはこれを引き受けようということである。そして、国家・政府がもはや「公共責務」の担い手ではなくなった、少なくとも主要なそれではないとの認識の下、NPOを新しい「公共」の担い手であると言うのである。ここで、最も留意すべきことは、担い手が誰であれ、従来「公共責務」とされてきたことは内容に何らの変化もないという点である²⁴⁾。この点は、NPOとして、こうした「公共」サービスを提供しようとする側にとって特に重要であろう。供給主体が行政からNPOに移行するだけでは、「公共」サービス自体が新しくなることは基本的にはないのである。国家・政府等が供給するから「公共」サービスとなるのではなく、逆に、「公共」サービスを供給する主体として国民に期待されることで国家・政府は「公共的」な存在となり得るのである。そのパフォーマンスがどれほど低かったにしろ、少なくとも、今まではそう考えられてきたのである。

したがって、論点は新しい「公共」の「新しさ」を云々することではなく、「新しい」公共とされたNPO等が従来「公共責務」とされてきた市民サービスを十分に提供できるかどうか、さらには、こうした分野から撤退

を続けている国家・政府をこの分野に引き戻すことが出来るかどうかという点にあるのではないだろうか。端的に言うならば、NPOなどを新しい「公共」であると一面的に規定することによって、国家・政府あるいは自治体が「公共責務」を縮小・放棄する道を用意することのないよう留意しなければならないということである。NPOなどを新しい「公共」の担い手として位置づけている議論は、行政の民間化を目論む確信犯的論者を別とすれば、ほとんどは地域住民の利益や福祉を守ろうとする立場からのものである。筆者も、この間いくつかの論考で「公共性」とは何かについて論じてきたが、その際、地域住民の利益と福祉が最優先されるべきだという点を、強調してきたつもりである。しかしながら、これまで議論されてきた新しい「公共」を、筆者が地域住民の立場から正当に位置づけてきたか、いささか曖昧な点があったように思われる²⁵⁾。国家・政府や自治体を「公共責務」の最終的担い手として機能させるべきだという点を強調しすぎることによって、新しい「公共」との関連を十分意識しない発言になっていたのではないかとの反省がある。とは言え、国家・政府の「公共」サービス一路後退論に対しては、あくまでも警鐘を鳴らし続けなければならないであろう。

注

1) このような状況を反映して、「公共性」問題を取り上げた文献・書籍は邦語に限ったとしても、相当数に及ぶ。個別分野まで立ち入ると、さらに膨大な対象に当たらなければならない。「公共性」問題がわが国においてどのように取り上げられているか、その概観を知る上で適当と思われる文献として、ここでは、次の文献を挙げるにとどめておこう。

山脇直司・押村高 [2010] 『アクセス公共学』
日本経済評論社

稲葉振一郎 [2008] 『「公共性」論』 NTT 出版

山口定・佐藤春吉・中嶋茂樹・小関素明編
[2003] 『新しい公共性 ― そのフロンティア ―』 有斐閣

斎藤純一 [2000] 『公共性』 岩波書店

2) 1990年の新版を出すことになったきっかけについて、ハーバーマスは、再版を求める声が大きくなっていったという出版事情に加えて、「われわれの目の前で繰り広げられた中欧と東欧での〈遅ればせの革命〉が、公共圏の構造転換にアクチュアリティーをあたえたことである」と述べている (Harbermas, Jürgen [1990] Strukturwandel der Öffentlichkeit, Suhrkamp (ユルゲン・ハーバーマス [1994] 細谷貞夫・山田正行訳『公共性の構造転換』 未来社, i ページ)。

3) 開かれた討議空間の意味を最もよく表している歴史的制度がギリシアのポリス社会にあったこと、とりわけ、アリーナこそがその場所であり空間であるとの考えから、ギリシア時代の古代民主主義制度まで遡って「公共性」や「公共圏」を議論する事がしばしばある。福田歓一氏も「西欧思想史における公と私」を論じるにあたり、古典古代から説き起こしている (佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『公共哲学』 第1期第1巻「公と私の思想史」所収)。片岡寛光氏はより徹底してプラトン、アリストテレスから「公共性」を論じるスタイルを貫いている。しかも、老子、孔子など東洋思想からの示唆も積極的に論じることを忘れていない。したがって、本稿における「公共性」研究は、対象とすべき領域のほんの一部を取り上げているに過ぎないことは言うまでもない。注1)でも触れたように、「公共性」研究の奥行きは深く、また範囲は広大なのである (片岡寛光 [2002] 『公共の哲学』 早稲田大学出版部)。

4) 本文でも確認しているように、本稿は経済ないし経済学からの「公共性」の考察を課題としているとはいえ、そこで念頭に置いている経済学は、あくまでも主流の経済学、したがって新古典派経済学のことであって、ケインズ派やマルクス派の経済学はさしあたり考えてはいない。

新古典派以外の経済学にあって、「公共性」がどのように考えられているかについては、別途検討する機会をもちたい。理由は紙幅の問題もあるが、これらの経済学、特にマルクス派経済学における国家の捉え方は主流派経済学のそれとはまる

で違うという点もある。後に見るように、経済学にあつては国家の出動が要請されるのは市場機能が有効に働かない場合、すなわち「市場の失敗」のケースにほぼ限定されている。この議論の致命的欠陥は、一方で市場機能が完全に働くことを前提に理論を組み立てていながら、他方で市場機能が働かない場合を想定していることにある。つまり、後者の「市場の失敗」を認めるということは、前者の前提が成り立っていないことを自ら認めることになるのである。これは矛盾である。理論的にこの矛盾からのがれるためには、「市場の失敗」は偶然的、例外的なケースであつて、その他の圧倒的ケースは市場理論で説明が出来るという論法を用いるしかない。

しかし、現実に存在するものは否定しようがないのである。ここで、経済学が行うべきことは、「正常な市場」と「市場の失敗」が同時に存在することを確認し、その存在論理を構築することであろう。それは、経済や市場にとって「国家・政府」が例外的な存在ではなく、むしろ必然的な存在であることを説明することである。そうすれば、市場が求めるときだけ「国家・政府」が登場するような「ご都合主義的」解釈は生まれてこないと考える。

従来、マルクス派経済学は、国家を階級国家と規定し、あくまでも階級支配の「道具」とであるという理解に立って、国家と経済の関係を論じてきた。こうした国家論を基礎としているため、「公共性」という用語の使用についても、国家・公共というイデオロギー性故に意識的に避けてきたという事情がある。「公共事業」「公共の福祉」によって語られる「公共」は「国家」の階級的性格を覆い隠す言辞であるという理解があつたからである。その意味では、近年になって、「新しい」という形容詞がついたにしろ、「公共」がマルクス派経済学に属する研究者の間でも積極的に取り上げられている事情については検討の課題になろう。

- 5) 小坂直人 [1999] 『第三セクターと公益事業』日本経済評論社、同 [2005] 『公益と公共性』日本経済評論社、を参照。
- 6) 新しい「公共」をこの意味で用いるとすれば、それは、むしろ「行政の民間化」という表現の方がふさわしい。かつての国鉄や電電公社など国有

企業は行政部門と分離され、独立採算制を要求される存在となつていたが、独立採算の徹底化要求は「公企業」に対する民間化要求につながるものであつた。このプロセスが徹底されれば、公社から株式会社へと移行し、株式の全面開放によって民間化（民間化）が完成することになる。「公企業」は私営企業と目的も存在意義も異なるが、とにかくも「企業組織」たることを求められる存在であつた。そして、「公企業」が提供するサービスを国民（消費者）が購入するという建て前を貫いている限りは、市場財のアナロジーで説明はできよう。

しかし、行政は、このような公企業と同じに扱える組織ではないにもかかわらず、ここに「民間化」を求めることは最初から相当な無理を重ねざるを得ないことは容易に予想できる。国家という強制力ある権力組織（地域自治体も本質的には中央国家と同じ存在である）が徴収する税金を国家が提供するサービスの対価と考える理論は、税金の社会的意味をまったく解さない空論である。少なくとも、国民に対するサービスの有無にかかわらず税金は徴収されるのであり、サービスを受けてから支払っているのではないことは真実を見る目があれば、誰にでも分かることである。また、逆に、今日、多くの国民が、政府による公共事業などのあり方に対して批判を行い、税の無駄遣いを止め、国民の求める支出に振り向けるよう要求することが多くなつてきている。もし、市場と同じ原理でサービス供給が行われているのであれば、国民が必要ないと考えるサービスの購入を控えれば問題は解決するはずである。しかし、実際には、国民の要求とは関係なく無駄なサービス供給は続くのであり、その財源を確保するために増税が行われることもあるのである。はなはだしくは、将来の税収を充てに国債や地方債が発行されることにもなる。もちろん、法治国家である以上、議会等における手続きを踏むことが必要ではあるが。

行政と財政の不合理性を改めるべきだという国民要求を逆手に取るように進められてきたのが、1990年代後半に本格化してきた「行政改革」である。「行政改革」そのものは、国家の危機管理体制のあり方なども含め、戦後日本の行財政全般に関わるものであるが、さしあたり、行政分野においては、「民間優先原則＝民間に出来るものは

民間に任せるという原則」のもと、ひたすら行政を民間化する政策展開となって現れてきた。その結果、教育、文化、医療、福祉など、従来自治体行政が担うことが当然と考えられてきた分野においても、外部委託が拡大してきた。これらが結果として住民福祉を充実するものかどうか、その事前の分析や経過の検証も行われないうまま、「行政の民間化」が当たり前のこととして語られる事態がなお進行中である（「行政の民間化」の問題点については、自治体問題研究所編 [1998] 『自治体の [市場化]』自治体研究社、参照）。

- 7) 樋口陽一 [1994] 『近代国民国家の憲法構造』東大出版会。
- 8) 現状において、経済ないし経済学の分野で「公共性」がどのように考えられているかを整理するのは、そう容易いわけではない。したがって、この作業自体、今少し時間が必要であるが、そうした中で、「日本経済新聞」の論調は、さしあたり主流派経済学を基本とした「公共性」理解を最もよく表しているものと考え、最初の検討対象とした。
- 9) 1980年代までは、マルクス派経済学の中で、この議論が活発に行われていた。筆者も大学院生の頃、原田三郎教授を中心に開催されていた研究会でこの問題について盛んに議論したことを記憶している（原田三郎編 [1975] 『資本主義と国家』ミネルヴァ書房、参照）。また、近年では、村岡俊三氏が資本主義とグローバリゼーションの関わりでこの問題を論じており、そこでは、資本主義における国家の役割を改めて考えさせられる興味深い論点が提示されている。本稿との関わりでは、「私は、近代国家は、労働力の商品化を背後で支えるべく、本来的には公共のものというべき土地をも私有財産として公認することを主たる任務として登場する権力機構である（＝ブルジョア社会の国家の形態での総括）とした上で、国民経済は、「世界貿易」の基礎の上に、この「総括」の論理が現実に貫徹した地域とみることができると述べた」（村岡俊三 [2010] 『グローバリゼーションをマルクスの目で読み解く』新日本出版社、59ページ）、としている点が注目される。いずれにしろ、村岡氏の主張を含め、マルクス派経済学における国家の位置づけについては、「公共」の位置づけとともに、別途検討の機会が必要である。

10) 間宮陽介 [2002] 「経済学の観点から見た公私問題」『公共哲学』第1期第2巻「公と私の社会科学」東大出版会、所収、参照。

11) 公共財あるいは公共経済学についての文献は多い。さしあたり、以下の文献のみを挙げておく。

井堀利宏 [1998] 『公共経済学』新世社

井堀利宏 [1996] 『公共経済の理論』有斐閣

奥野信宏 [1996] 『公共経済学』岩波書店

12) 宮本憲一氏の『社会資本論』は、国家・政府、自治体等が供給する財・サービスの性格を考慮する際には必ず通らなければならない、いわば「基本文献」の代表である。筆者も、第三セクターの供給する財の性質、すなわち「混合財」を検討する際に氏の著書を改めて検討した。氏は、供給される財の性質によって、公共財、民間財そして混合財と分類する。公共財、民間財は一般的な経済学で言うところの区別に基本的にはしたがっている。混合財はこれら二つの領域に取まりきれない、中間的な性質を有する財ということになる。しかしながら、中間的性質自体は一律に規定することが出来ないで、結局は供給主体が誰であるか、つまりは民間企業が市場で供給するか、それとも政府・自治体が供給するかによって、まず民間財と公共財とをより分け、残りが混合財であるとすなわち消去法で説明することになる。その上で、氏は、公共財規定そのものの不十分性を指摘し、独自の公共性をはかる基準を提示する。すなわち①社会的一般労働手段と社会的共同消費手段という両義性を備えた社会資本であること、②非営利性であること、③住民福祉に貢献すること、④民主的手続きを踏まえること、以上である。この基準自体は、氏の長年の公共事業や社会資本研究に裏付けられたものであり、かつ公害問題などへの実践的取り組みなどからの教訓に基づいたものであって、正当であろう。問題は、この基準と上述の財規定がかみ合っていないように筆者には思われることである（小坂 [1999]、特に第1章参照）。

山田良治氏も、宮本氏の「社会資本」概念について批判的な主張を展開されている。詳しくは、別途検討したいと考えているが、その主張の核心は、「公共投資という政策行動と社会資本概念の形成が密接不可分であること」「公共投資の対象となる領域は、社会の再生産とその発展のためには重要かつ必要であるにもかかわらず、経営的に

採算がとりにくい分野であり、しかもその中身は多くの場合『モノ』一般ではない物的『施設』としての建造物である。この物的施設は……土地に固定された間接的消費手段であり、これが私的資本の循環にあるとすれば土地資本として機能したはずのものである、という点にあると思われる。さらには、土地資本、都市空間を切り口とする公共性把握を展開されている点等、刺激的かつ興味深い論考である。是非一読をお薦めしたい(山田良治[2010]『私的空間と公共性——資本論』から現代をみる』日本経済評論社、参照。特に第2章及び第5章)。もちろん、その際には宮本憲一[1967]『社会資本論』有斐閣、同[1980]『都市経済論——共同生活条件の政治経済学』筑摩書房を併せて検討されたい。また、山田氏の主張を確認する意味では、大泉英次・山田良治編[2003]『空間の社会経済学』日本経済評論社についても目を通しておきたいところである。

- 13) 市民社会と企業社会の関連を意識的に論じようとする研究は必ずしも多くはない。そうした中であって、松葉正文氏は一貫してこの問題を追究している数少ない論者である。本稿で取り上げている新しい「公共」問題も市民社会論との関連で議論されることが多いのであるが、その際、その構成メンバーは自然人としての個人ないしは市民が前提され、彼(彼女)らが同時にアソシエーションのメンバーとなるという論理が展開されている。筆者は、このような市民社会論の社会変革に果たす役割は大きいと考える。とりわけ、わが国のように、労働組合が社会的に期待されている機能を十分に果たし得ない状況が続く中では、ますます重要となるであろう。その意味では、労働組合の存在が市民社会においていかなる役割を果たせるのかという問題自体がわが国の市民社会論にとっての検討テーマの一つであろう。この点を含め、市民社会の構成メンバーに何を含めるかという問題については十分な考察が必要である。少なくとも、筆者は、企業と企業社会の位置づけを欠いたままの市民社会論には賛同しない。階級概念や階層概念の実効性についてはもちろん検討が必要であるが、現にある社会的、経済的、政治的格差に目をつぶったままの市民社会論には与しない。いずれにしても、このテーマも重大かつ本質的な問題であり、今後本格的に検討しなければならない

(松葉正文[2006]『現代日本経済論——市民社会と企業社会の間——』晃洋書房、参照)。

- 奥村宏氏は、この企業社会を「会社本位主義」「法人資本主義」の観点から長年論じてきている。氏の論究は、わが国の市民社会の内実がどれほど企業社会によって浸食されているかを余すところなく喝破している(奥村宏[2005]『最新版・法人資本主義の構造』岩波現代文庫)。また、森岡孝二[2005]『働きすぎの時代』岩波新書は、企業で働く労働者サイドからこの問題を論じている。
- 14) 佐々木毅・金泰昌編[2001]『公共哲学』第1期全10巻、東京大学出版会。
- 15) 間宮氏の主張内容の紹介に当たっては、上述の『公共哲学』シリーズの第2巻「公と私の社会科学」掲載の氏による報告「経済学の観点から見た公私問題」を素材としている。この論考が経済学分野で公共がどう考えられているかをよく示していると考えたからである。しかしながら、氏の公共性に対する考え方については、内橋克人氏との対談の中で述べられている「公共空間論」のほうに理解しやすいかもしれない(間宮陽介[1997]「公共空間こそが市場を制御する」(内橋克人編[1997]『経済学はだれのためにあるのか』岩波書店、所収)。
- 16) たとえば、日本大学商学部の「横断研究プロジェクト『公と私をめぐる企業・経済・社会に関する統合的研究』」に基づく第1回「公と私」研究会(2009年5月21日)において、桜井徹氏が「公と私の関係をめぐる論点——アダム・スミスを評価基準として——」と題して報告している。また、山崎怜・多田憲一郎編[2006]『新しい公共性と地域の再編——持続可能な分権型社会への道』昭和堂の第2章において、山崎怜氏が「アダム・スミスと地域公共性」について論じている。
- 17) 久道義明[2009]、「公共的な社会を構築するための基本的な視座——西欧社会思想史にみる公共性の概念——」北海学園大学『経済論集』第57巻第2号、2009年9月。
- 同、[2009]「公共的な社会の構築に関する一考察——ゲーム理論及び行動経済学からのアプローチ——」北海学園大学『経済論集』第57巻第3号、2010年月。
- 18) 都留重人[2006]『市場には心がない——成長なく改革をこそ』岩波書店。

- 19) 「毎日新聞」2010年4月27日参照。
- 20) NPOをめぐる文献については、実務的なものを含め相当数に上っている。ここでは、本稿のテーマと関わる、新しい「公共」を組上に載せている文献から、以下のものを挙げておきたい。
- 田淵直子 [2009] 『農村サードセクター論』日本経済評論社
- 後房雄 [2009] 『NPOは公共サービスを担えるか』法律文化社
- 松下啓一 [2002] 『新しい公共と自治体』信山社
- 21) 小坂直人 [2005] 『公益と公共性』日本経済評論社、136ページ参照。
- 三橋良士明・榎原秀訓編著 [2006] 『行政民間化の公共性分析』日本評論社、参照。
- 22) 中嶋信氏は、「政府はことさらに『公共』（公共サービスおよび公共的サービス）は可能な限り『民』が担うべきだ、『新しい公共空間』が肝要だと述べて、公共領域から撤退を進めています。この結果、格差を是正して弱者を支援するしくみは空洞化しつつあります」。あるいは、「政府の撤退によって公共領域が瘦せ細っている現実に対して、他の関係者たちが別の進路を提案すべきです、現に地域で自主的な取り組みが進んでいます」と述べ、自著のタイトルを「新しい」をつけて『新しい「公共」をつくる』としたのは、この「公共」の再設計は新しい担い手によるべきだと考えたからだとしている（中嶋信 [2007] 『新しい [公共]をつくる——参加型地域づくりの可能性』自治体研究社、1～3ページ参照）。
- 他方、山崎怜・多田憲一郎編 [2006] において、編者は、新自由主義の本質が、政府の担う「公共性」の軽視という点にあるとした上で、「市場領域」と「非市場領域」の接合部分を政府の媒介機能で調節することにより、システムをトータルとして機能させることが、自分たちの提示したいパラダイムであるという。そして、この調整のルールまたは枠組みが、自分たちが考える「公共性」の本質であり、言うならば、これが「新しい公共性」であるというのである。さらに、この「新しい公共性」では、「市場領域」と「非市場領域」が接合される「場」、生活空間である「地域」の意義が強調されることになる。また、従来の「公共性」は政府が独占してきたが、「新しい公共性」

論はそれを否定する。それを担う主体はNPOなどの住民組織である。また、そこでは、自治体がすべての公共サービスを供給するのではなく、むしろ公共サービスの「コーディネート機能」が重要となる、と指摘している（山崎怜・多田憲一郎編 [2006]、i～iv ページ参照）。

ここで取り上げた、中嶋氏や山崎・多田氏らの研究とはスタンスが異なるが、「地域と公共性」の問題を共同体から説き起している田中重好氏の研究にも注目する必要がある。ただし、本稿では「新しい」公共を経済学ないし経済分野ではどのように議論されているか、という視角から取り上げることとしたので、田中氏の論考については十分検討していない。稿を改めて、取り上げる機会を持ちたいと考えている（田中重好 [2010] 『地域から生まれる公共性』ミネルヴァ書房、参照）。

- 23) 介護保険制度の成立と介護保険市場の民間開放の問題は、本稿で考察している新しい「公共」の最も本質的な側面を示しているかもしれない。先進資本主義諸国はもちろんのこと、経済の発展と科学技術の進歩はあらゆる国々における高齢化を推進するのであり、それは必然的に要介護者の増大と結びついているのである。高齢化の進展と要介護者の増大という現象が避けられないとすれば、社会もまた、否応なくその対応に迫られることになるのである。発足間もない介護保険制度は、出発から様々な問題を抱えていたと言えるが、その中でも介護サービスを国費ではなく保険制度によって提供する点とその提供主体を民間企業にも開放する民間化政策が採用された点がより根本的な問題である。コムスンによる不正請求問題は後者の矛盾が露呈したものである。前者の問題は、いわゆる「後期高齢者医療制度」とあいまって、わが国の高齢者政策全体の位置づけに関わっている。支払い能力のある高齢者だけを給付対象とする制度はその裏側での支払い能力のない者を切り捨てる制度と一体のものである。いずれにしても、こうした制度的欠陥を含め、介護保険制度はわが国政府の現時点での高齢者対応のあり方を示しているのである。経済的利益の最大化とそれを保証する経済効率の極大化が最優先される社会にあって、この社会理念と最も鋭く抵触する存在が要介護者であるからこそ、この問題へのスタンスが、

政策の方向を示してくれるのである。

24) 筆者は、公益事業の事業主体について次のように述べたことがある。「電気事業に限らず、人々の生活において『必需品』と言われる財やサービスを供給する事業者がどのような企業形態や機関の形をとるか、その国の歴史やおかれた客観的条件によってさまざまな形があり得るであろう。筆者は、そうした機関が、公企業、公益企業、民間企業あるいは第三セクターというような形態をとりうる可能性を否定するものではないし、どれか特定の形態をとらなければならないことを主張するものでもない。そうではなく、どのような形態をとろうとも、その機関が持たなければならない本質的な機能を問題としているのである」(小坂[2005], 203 ページ)。つまり、ここで筆者が言っているのは、公益事業と言われる分野において重要なのは供給主体のあり方ではなく、当該事業の担うべき財・サービスがいかにか供給されるかという点である。したがって、この種のサービス

(従来の「公共サービス」も、まさに当てはまるのだが)が、ユニバーサルのに供給される仕組みが重要であるということである。歴史的には、その供給主体として自治体など行政が認知されてきたのは、自治体等がその責務を最もよく果たし得る、という共通理解があったからに他ならない。なお、ユニバーサル・サービスの内容については、小坂[2005]の第6章および結を参照。

25) 小坂直人「公益事業と公共性に関する一考察」北海学園大学『経済論集』第57巻第1号, 2009年6月参照。この小論は、公益事業学会北海道東北部会2008年度大会において、「公益事業と公共性」と題して開催されたシンポジウムの報告と討論を取り上げ、筆者のコメントを加えてまとめたものである。なお、このシンポジウムの報告と討論の全体については、別途「大会報告集」として公益事業学会北海道東北部会から印刷発行されている。